

## 第2回美浜区地域福祉計画策定委員会

日 時 平成17年5月21日(土)

10:00~12:00

場 所 美浜区役所4階講堂

### 次 第

#### 1 開 会

美浜区長挨拶

美浜区策定委員長挨拶

#### 2 議 題

##### (1) 美浜区地域福祉計画素案について

計画の構成

基本方針1~4

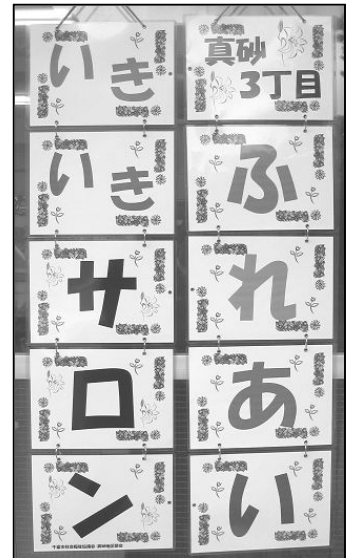
質疑応答、意見交換

##### (2) 今後の策定スケジュールについて

#### 3 閉 会

# 美浜区地域福祉計画素案

## 区策定委員会検討資料



真砂第4小学校 視聴覚室 5月13日(金) 13:00~15:00

平成17年5月21日(土) 10:00~12:00

美浜区役所4階講堂

## 目 次

### 1章 計画の基本的考え方

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと計画期間
- 3 美浜区の概況

### 2章 地域福祉の推進方策

- 1 計画の目指す美浜区の将来像  
基本目標
- 2 基本目標を達成するための4つの基本方針と取り組みの内容  
施策体系  
基本方針1 市民主体による協働のまちづくり  
基本方針2 必要な情報がいつでも得られ相談できるシステムづくり  
基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり  
基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

### 3章 計画の進行管理体制について

- 1 美浜区地域福祉推進協議会の設置
- 2 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

### 4章 計画策定への取り組み

- 1 地区フォーラム・区策定委員会の開催
- 2 美浜区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果
- 3 市民への周知とパブリック・コメントの実施

## 1章 計画の基本的考え方

### 1 計画策定の背景と目的

美浜区は戸建・集合住宅地域、業務・商業地域など多様な地域特性を有しており、そこでは、様々な人々が暮らしていますが、価値観や生活習慣の多様化や集合住宅の増加により、地域住民相互の社会的つながりも弱くなってきていると考えられます。

また、高齢化、核家族化の進展により、身近な生活上の課題を家族の相互扶助により解決することが困難になってきています。

その結果、高齢者や障害者に関するだけでなく、青少年や中高年の生活不安やストレスの増大、子育てへの不安など、これまで家庭内や身近な地域で解決してきた問題が社会化し、さらに外国人、ホームレスの増加など、地域の課題は多様化し拡大しています。

このような、今後ますます増大する生活上の課題を適切に把握し、対応していくためには行政を中心とした福祉サービスの提供体制のみでは困難な面も多くなると考えられます。

これからは地域社会を構成する全ての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とする福祉が重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画（社会福祉法107条）であり、「住民参加の必要性」「共に生きる社会づくり」「福祉文化の創造」などを基本的理念とするものです。

#### 社会福祉法第107条 平成15年4月1日施行

「市町村地域福祉計画」市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 2 計画の位置づけと計画期間

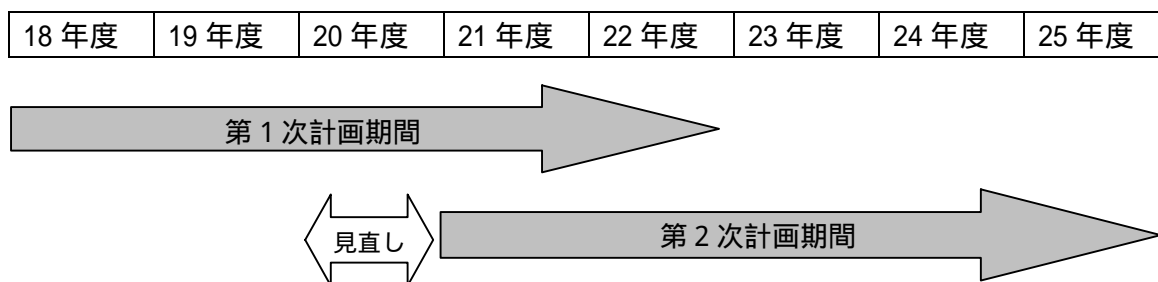
美浜区地域福祉計画は、美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して生活できるよう支援していくことを目的として、地域住民・町内自治会・民生児童委員・社会福祉協議会地区部会・ボランティア・NPO・民間事業者・行政等が共に支え合い助け合い、生活上のさまざまな課題を解決するための方策を総合的・計画的に推進するために定めるものです。

このため、本計画は生活に関わる様々な課題について、障害がある方、高齢者、子ども・養育者などを個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、地域で暮らす生活者の視点から捉えなおし、地域のつながりの中で解決していくことを目指しています。

また、福祉の課題に限定するのではなく、防災・防犯など生活に密接に関連する課題も含めた計画としました。

計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間で、3年毎に見直しを行います。

5年の計画期間を設定するのは、地域の方々の参加・協力を得て事業を実現していくには、ある程度の期間が必要だと考えたからです。



### 3 美浜区の概況

美浜区は、千葉市西部に位置し面積 21.16 キロ平米(千葉市の 7.8%)の行政区です。

区域のすべてが埋め立てによる造成地であり、計画的にまちづくりが進められ、他区に比較し都市機能の充実した区となっています。

中央部は高浜、真砂、高洲、幸町等の大規模な住宅団地が建ち並び、千葉市内だけでなく東京都心への通勤者も多く見られるベッドタウンとなっています。

美浜区は、県外に従業地を持つ就業者の割合が 35.6% (平成 12 年国勢調査)と市内で最も高く、そのうち 9 割以上は東京への通勤者です。

このほか中央部には、区役所・郵便局・消防署などの行政サービス施設、東京歯科大学とその付属病院、中央卸売市場などが立地しています。

北西部の「幕張新都心」には、コンベンション機能を持つ「幕張メッセ」を中心として外資系企業、国際企業が集中した高層ビルやホテル群が林立し、一大ビジネスゾーンを形成する一方、高次の居住性と住環境を備えた住宅地区「幕張ベイタウン」の整備が進められています。

また、幕張新都心には、人工海浜を備えた幕張海浜公園、本格的日本庭園の「見浜園」や千葉マリスタジアムといった公園施設も数多くあり、レクリエーションの場所としても親しまれています。

南東部の新港地区は、千葉港の港湾施設を伴う工業地帯となっています。食品工業コンビナートを中心に自動車関連の事業所・石油貯蔵施設等が集中し、京葉工業地帯の一角を担っています。



美浜区の水際線には、人工海浜幕張の浜、検見川の浜、いなげの浜がつながり、海水浴・ボードセーリング・ヨットなどで市民に親しまれています。稲毛海浜公園には、レジャープール・サッカー場などのスポーツ施設が整備され、市民の憩いの場となっています。

美浜区の人口は、2005年4月1日現在で、145,312人、58,881世帯で、幕張新都心(計画人口2万6千人)への入居が進む2010年までは、

比較的高い人口増加が続き、その後、2010～20年には、15万1千人程度でピークを示し、以後、自然減によって減少傾向を示すものと考えられます。

美浜区の高齢化率については、団塊の世代(1947～49年生まれ)が65才に到達する2015年には27.3%、2020年には3人に1人が高齢者(高齢化率30.8%)になるものと見込まれます。

(国立社会保障・人口問題研究所「小地域簡易将来推計人口」を用いた推計結果)

## 2章 地域福祉の推進方策

### 1 計画の目指す美浜区の将来像

#### 基本目標

地区フォーラム委員全員から募集し、区策定委員会で決定する

### 2 基本目標を達成するための4つの基本方針と取り組みの内容

#### 施策体系

##### 基本方針1 市民主体による協働のまちづくり

###### 施策の展開

- (1) 町内自治会・社協地区部会・ボランティア・NPO等の活動の支援
- (2) 安心、見守り体制の構築
- (3) 地域の世話役づくり
- (4) 市民に身近な行政の推進

##### 基本方針2 必要な情報がいつでも得られ相談できるシステムづくり

###### 施策の展開

- (5) 相談窓口の機能強化
- (6) 身近な相談者の確保
- (7) 情報拠点の強化

##### 基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり

###### 施策の展開

- (8) 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保
- (9) 居場所、交流の場づくり
- (10) 交通手段の充実

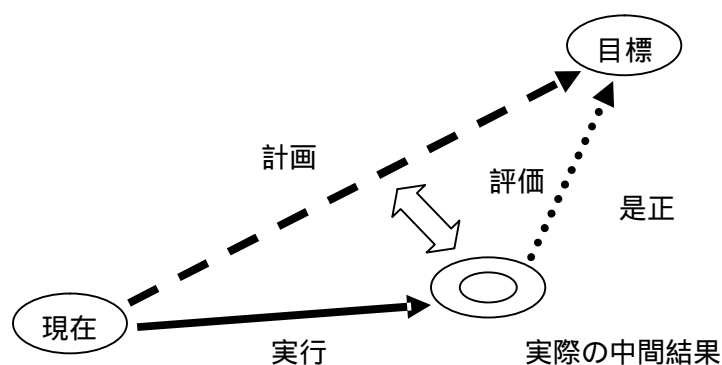
##### 基本方針4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

###### 施策の展開

- (11) 社会福祉協議会の機能強化
- (12) 福祉意識の醸成・人権の保障
- (13) ボランティアセンターの機能強化
- (14) 条例の制定
- (15) 協議会の設置

### 3章 計画の進行管理体制について

計画（PLAN） 実行（DO） 評価（CHECK） 是正（ACTION）の「PDCAサイクル」で計画を着実に推進します。



#### 1 美浜区地域福祉推進協議会の設置

計画策定後の推進、評価、進行管理を行います。

第1回会議は平成18年1月に開催、構成は、地域福祉推進の担い手、地区フォーラム委員、行政職員（区職員）により構成します。

#### 2 地域福祉活動計画との連携による地域福祉の推進

地域住民やボランティア・NPO、事業者等が、民間の立場で地域の生活課題を主体的に解決するための行動計画である地域福祉活動計画第3次実施計画を、千葉市社会福祉協議会が策定しますが、この計画は地域福祉推進の理念や課題解決へ向けての方向性を地域福祉計画と共有しています。

この2つの計画が互いに連携して推進されることによって、行政と民間のパートナーシップが育まれ、より豊かな地域社会が実現されていくものと考えます。

## 4章 計画策定への取り組み

### 1 地区フォーラム・区策定委員会の開催

平成16年4月に4つの地区フォーラムを設置し、63名の委員により、月に1回程度、地区フォーラムを開催し、身近な問題から課題を設定し、その解決策の検討を行ないました。

委員構成は、地域福祉推進の担い手となる地域住民の参加が不可欠であり、かつ福祉分野の横断的な取り組みが必要であることから、要支援者を含む地域住民、社会福祉協議会地区部会、民生・児童委員等の社会福祉活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者など、幅広い分野から参加しています。

#### 平成16年4月 第1回地区フォーラム

- ・委員自己紹介
- ・計画の位置づけや進め方の確認

#### 5月 第2回地区フォーラム

- ・地域での身近な問題を発表し、委員全体で問題を共有

#### 6月 第3回地区フォーラム

- ・問題をグループ化し、生活課題として設定

#### 7月17日 第1回美浜区地域福祉計画策定委員会

- ・各地区フォーラムの取り組み内容を発表

#### 8月～9月

- ・解決策の検討

#### 10月17日 合同フォーラム

- ・各地区フォーラムでの検討内容を報告

#### 11月～3月

- ・解決策の検討

#### 地区フォーラム委員名簿

地区フォーラム名 氏名 推進団体等 役割

## 2 美浜区地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果

### 調査の概要

#### 調査目的

美浜区在住の市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的とした。

#### 対象

調査対象は、美浜区に在住する16歳以上の区民800人、内訳は、各地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を抽出した。

なお、対象者の抽出方法は、無作為抽出とした。

回収率は、美浜区全体で44.0%(352件)であった。

調査の実施方法 調査票の配布及び回収を郵送により行い、回答は無記名とした。

調査期間 調査期間は、平成16年5月10日から5月25日である。

### 主な調査結果

#### 地域との関わりについて

美浜区全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」(56.8%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(13.6%)が続く。

地区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、真砂・磯辺地区(62.6%)である。

「普段から簡単な頼みごとをする程度」は、幸町地区(17.0%)が最も多い。

「ほとんど近所づき合いはない」という回答が最も多かったのは、幕張西地区(11.8%)である。

#### 地域活動・ボランティア活動

地域活動やボランティア活動の有無については、美浜区全体では、「活動したことはない」(53.7%)が最も多く、次いで「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(18.8%)となっている。「現在、活動している」(13.4%)と合わせると3割が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

地区別では、「活動したことはない」という回答が最も多いのが、幸町地区(58.0%)である。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」が最も多いのが、稲毛海岸・高洲・高浜地区(26.3%)であるが、「現在、活動している」(13.8%)と合わせると4割が地域活動やボランティアの経験があると回答している。

なぜ活動をしないのかという理由については、美浜区全体では「仕事をもっているので時間がない」(36.5%)が最も多く、次いで「どのような活動があるのか地域活動・ボ

ランティア活動に関する情報がない」(17.6%)が続く。

今後の活動については、美浜区全体では、「できれば活動したい」(37.3%)が最も多く、次いで「あまり活動したいと思わない」(22.7%)となっている。

「できれば活動したい」は、幕張西地区(48.2%)が最も多い。「まったく活動したいとは思わない」は、幸町地区(7.6%)が最も割合が多い。

#### 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度について

社会福祉協議会の認知度については、美浜区全体では6割が名前を聞いたことがあると回答している。「名前も活動内容も知っている」(20.2%)、「名前を聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(44.0%)

「名前も活動内容も知らない」(24.7%)という回答は2割ほどである。

「名前も活動内容も知らない」が最も多いのは、幕張西地区(34.1%)である。

民生委員・児童委員の認知度については、「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」(44.3%)が最も多いが、「名前も活動内容も知っている」(34.4%)をあわせると名前は聞いたことがあるという回答は8割近くになる。

地区別では「名前も活動内容も知っている」は稲毛海岸・高洲・高浜地区(37.5%)が最も多く、逆に「名前も活動も知らない」は幕張西地区(14.1%)が最も多い。

#### 福祉のまちづくりについて

福祉サービスの情報入手方法は「市政だより」(35.7%)が最も多く、次いで「自治会の回覧板」(18.9%)となっている。

行政と地域住民との関係については、美浜区全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.7%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(22.4%)となっている。

地区別では、真砂・磯辺地区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(49.5%)で最も多く、幕張西地区(38.8%)が最も低い。

「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」は、幕張西地区(27.1%)が最も多い。

「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、稲毛海岸・高洲・高浜地区(10.0%)が最も多い。

#### 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

各地区とも「身近な近隣住民、民生委員などによる相談支援体制の整備」、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」がほぼ1割ずつの回答があった。

## 基本方針 1 市民主体による協働のまちづくり

地域福祉を進めるうえでは、地域で実際に生活している住民自身が身近な問題に気づき、解決に向けて主体的に取り組んでいくことが最も大切な出発点となります。

住民が生活課題を積極的に発信し、地域で福祉活動を実践している町内自治会、社協地区部会、民生・児童委員、ボランティア、NPOや行政などと共に、どうすれば解決できるのかを一緒になって考えて行動すること、また、そのプロセスを共有することが重要です。

特に、地域で暮らす人々が高齢者や子どもや障害者を見守る体制をつくることは、日常生活の中での近隣のつきあいや支え合いの大切さを見直し、地域のつながりを再構築するものです。

また、多様で複雑な地域の生活課題を解決していくためには、地域の世話役として地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化が必要で、生活課題についての共通の理解を深め、それぞれの持ち味を活かしながら相互に連携して活動していくためのネットワークづくりが重要になります。

行政は、区行政の中心となる区役所機能を強化し、住民から発信された生活課題やその解決策に柔軟に対応し、また、必要な福祉サービスを新たに作りだしたり、提供している福祉サービスを利用者である住民の視点から、わかりやすく使い勝手のよいものにしていく必要があります。

協働 市民と行政がそれぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて対等の対場で協力し合うことパートナーシップ

## 施策の展開 ( 1 ) 町内自治会・社協地区部会・ボランティア・NPO等の活動の支援

### 現状と課題

#### 町内自治会

かつて、福祉政策を論ずる時「揺りかごから墓場まで」と言われてきましたが、地域の中心にある町内自治会活動も子どもから高齢者の問題に至るまで、まさに「揺りかごから墓場まで」と言われても過言ではなからうと思われま

す。地域の人間関係が疎遠になる一方で、子育てや高齢者、障害者施策の問題等、町内自治会の果たすべき役割は実に大きなものがあります。

町内自治会の活動の中心は、豊かな人間関係の構築に努め、暖かいコミュニティづくり、活力あるまちづくりにあります。

更に、教育・環境・福祉・防犯・防災等あらゆる地域の諸問題を担う組織でなければなりません。

近年、地域の町内自治会への加入の折に「メリット論」が言われます。自治会に入って何のメリットがあるのか、会費を納めるのがもったいない、役員を引き受けて活動するのが億劫だとか、中にはプライバシー、個人情報などで住まいに表札すら出すのを嫌う傾向にあり、美浜区での町内自治会への加入率は全市平均よりも低く、また、

1 年々低下しています。

町内自治会加入率  
(平成16年3月末現在)

	世帯数	町内自治会加入率
千葉市	365,316	75.5%
中央区	79,082	75.9%
花見川区	73,542	83.5%
稲毛区	61,164	79.1%
若葉区	57,857	73.0%
緑区	37,474	61.6%
美浜区	56,197	72.6%

美浜区の町内自治会加入率の  
推移(各年4月1日現在)

	世帯数	町内自治会加入率
平成11年	50,068	83.9%
平成12年	52,147	81.5%
平成13年	52,922	81.2%
平成14年	54,330	76.7%
平成15年	55,630	73.9%
平成16年	56,197	72.6%

2

3 しかし、「阪神淡路大震災」、「新潟県・中越地震」、「福岡西方沖地震」等の大災害は  
4 いつ、どこで起こるかかわからない、更に最近の学校児童を狙った犯罪や「振り込め詐  
5 欺」など個人で対応・解決出来ない課題は山積みにあります。

6 地域を「安全で安心して住み続けられる街」とするためには、町内自治会を中心とし  
7 て、近隣同士が話し合い、支え合える環境づくりを進めていく必要があります。

8

9 社会福祉協議会

10 千葉市社協は、昭和27年2月に設立、昭和42年3月に社会福祉法人として法人  
11 格を取得しました。

12 また、社協地区部会は概ね中学校区を単位として地域住民の社会福祉に対する理解  
13 と関心を深め、地域の福祉課題により細やかに対応するために組織された、地域住民  
14 によって作られた自主組織です。

15 組織は、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、PTA等  
16 で構成されており、美浜区では稲毛海岸地区部会が平成元年に初めて設立されました。

17 平成16年3月末現在、全市で住民会員174,112口、加入率18.9%とな  
18 っています。(美浜区加入率に置き換える)

19 主な活動は、

20 ア 小学校などの公共の施設や個人の自宅を会場に、お茶やお菓子を食べながら語ら  
21 いの場やレクレーションの機会を提供し、地域交流・仲間づくりを進める「ふれ  
22 あい・いきいきサロン活動」

23 イ 高齢者を対象に食事の配達サービスや、公民館・集会所等での会食会を通じて心  
24 のふれあいと温かい食事を提供する「ふれあい食事サービス事業」

25 ウ 身近な地域で活動するボランティアの育成を目的とする「ボランティア講座の開  
26 催」などがあります。

27 住民の高齢化にともなって、今後、その活動がさらに必要となってきます。

28

29

30

1 高洲・高浜地区部会の活動事例

2  
3 ○役員の構成

4 役員は自治会（29地区連）高洲・高浜地区両民児協。老人クラブ、子ども会育成  
5 連絡会、社会体育振興会、ボランティア団体、地域活動経験者等68名の理事（うち  
6 常任理事26名）と福祉活動推進員10名で構成されている。任期は2年（留任可）  
7 全員ボランティア

8 ○専門別委員会

9 老人福祉委員会、児童母子福祉委員会、身障者福祉委員会、ボランティア委員会、  
10 福祉ネットワーク委員会、広報部

11 ○主な福祉活動

12 高齢者のための活動

13 日帰りバス旅行 独居の方を対象に「ふれあい会食」

14 地区内の敬老会に協賛 自治会のない地区の敬老会を主催

15 配食サービスを支援 ふれあいいいききサロンなど

16 子どものための活動

17 親子観測会 ネイチャーゲーム（自然を観察、体圏して、楽しく遊びながら  
18 勉強にもなるゲーム） 施設見学 ふれあい子育てサロンなど

19 身障者のための活動

20 車椅子の方のバス旅行 寝たきりの方の調髪サービスなど

21 その他の活動

22 稲毛海岸駅前の花壇の手入れ、植え替え 講演会の開催など

23 ○地区部会の活動資金

24 主として市の社協本部からの「運営補助金」と「事業補助金」によって運営されて  
25 いる。地区部会で集められた「社協会員」会費の70%がその次年度の「運営補助金」  
26 として市の社協本部から交付され、残りの30%に行政補助金・企業や一般の寄付金  
27 を加え「事業補助金」として活動実績に応じて地区部会に交付される。

28  
29 ボランティア

30 千葉市の個人ボランティアの登録は1800～2000人で、平成15年の受付数  
31 369件に対して派遣数は271件となっています。

32 また、千葉市ボランティア連絡協議会には170グループ、約6,500人の登録  
33 者があり、それぞれのグループは特性を活かした活動をしています。

34 原則、無報酬であるボランティアを、さらに「有償」「無償」に分ける場合があり  
35 ますが、区分や考え方は様々で、労働力の提供以外の部分に対して、活動にかかる交  
36 通費程度の実費弁償を行う場合や、謝礼的な金銭の支給を行う場合などがあります。

37 課題としては、ボランティアを希望する人が求めているニードと依頼者が求めている  
38 ニードのマッチングが難しい、手話、点訳、朗読など専門性を必要とするボラン  
39 ティアの養成には早くても5年間位の養成期間を必要とするなどがあります。

1 また、ボランティアという言葉が一人歩きして、「ボランティアだから無料」「ボラ  
2 ンティアだから自由にやっていい」という考えが依頼する側にもボランティア側にも  
3 あるのは否定できません。

4 地域の中で誘い合わせて助け合いができるようなシステムが生まれてくることが、  
5 本来のボランティアの姿です。

## 6 N P O

7 N P Oとは、ある特定の社会目的を追求するために、営利を目的とせず、政府から  
8 独立した民間の自発的な組織として、継続的に何らかの社会サービスを提供している  
9 団体で、千葉市内には163のN P O法人があります。

10 任意団体であっても充実した活動や事業を行い、事業実績も高い団体もありますが、  
11 また、その逆で法人格を持っていても、殆ど活動していない団体もあります。

12 ボランティアは本来、無償で活動しますが、N P O法人は活動を継続するための活  
13 動経費や、管理費などの営利事業を行い、資金面の充実を図り団体の継続性を保証し  
14 ます。

15 一般企業と違う点は、剰余金が出た場合に構成員で分配せずに更なる活動資金とし  
16 地域のために活用します。

17 活動の中心になるスタッフをどう育てるかという人材の育成や、ボランティアに参  
18 加を求め、その活動の目的を明確にし、パートナーとしての信頼関係を作ることが重  
19 要です。

## 20 民生・児童委員

21 民生・児童委員は福祉を必要とする人と行政とのパイプ役として「住民の立場に立  
22 って相談に応じ必要な援助を行なう」を目的に活動しています。

23 そして、その資格は厚生労働大臣より委嘱され準国家公務員となっています。

24 以前の活動内容は、経済的に生活に困っている人への助言や指導など生活保護が中  
25 心でしたが、現在では、高齢化が進み経済的に不自由でなくても援助を必要とする人  
26 が増加し、ひとり暮らしの方や高齢者世帯への安否確認等の訪問により、生活状態を  
27 把握し、福祉サービスの情報の提供などを行っています。

28 児童委員としては児童虐待、不登校児への対応など職務の内容も多様化してきてお  
29 ります。

30 担当範囲は、戸建と集合住宅によって異なりますが、一人あたり200戸から750  
31 戸を受け持っています。

32 それぞれ「受持区域」の高齢化率、世帯構成、経済状況によって相談件数や内容も  
33 大きく異なります。

34 民生・児童委員数 平成16年12月1日現在

35 千葉市 75地区 1,339名

36 美浜区 10地区 160名

37 604地区(高洲) 民生委員・児童委員 21名、主任児童委員 2名

1 課題としては、

2 ア 日頃の活動の中で実際に援助が必要だと思っても、関与されるのが嫌がる人が多  
3 くなっています。

4 イ 心の病を持った人との対応、児童虐待なども心の問題と重なり、民生委員だけで  
5 は対応できず、保健センター、児童相談所、学校に相談し見守りを続けています。

6 ウ 民生委員の活動が、高齢者以外には地域であまり知られていないため、そのなり  
7 手を捜すのが大変です。

8 エ 社協地区部会の福祉活動を展開する上で民生委員・児童委員もその構成員となっ  
9 ています。

10 日常の行政の施策による活動とは内容が異なっている部分もありますが、主として  
11 高齢者、児童母子、身障者への対応の分野で活動しています。

12 民生委員・児童委員の経験や体験を活かし、地域の各団体の方たちと情報を交換し  
13 合い、地域の実情に合った活動の展開が望まれます。

14  
15 地区フォーラムの声

16 それぞれの現状と課題の末尾に、代表的な意見をピックアップして掲載

17  
18 今後の取り組み 1 コミュニティビジネスの支援

19 コミュニティビジネスは、住民が主体になって地域の困った問題を地域の人材やノ  
20 ウハウ、施設、資金などを活かして、継続的に事業を行うビジネスの手法で解決して  
21 いくことで、その効果は個人の働きがいや生きがい、地域ニーズに合った社会サー  
22 スが提供される、雇用、再雇用の場を地域でつくっていく、生活文化の継承などが期  
23 待できます。

24 高洲ショッピングセンターを拠点とする「NPO法人ちば地域再生リサーチ」は、  
25 高齢者生活支援ビジネスを行っています。

26 海浜ニュータウンと高洲、高浜地域は昭和48年に入居が開始され、今後一斉に高  
27 齢化が進展するものと予想されます。

28 高齢者生活支援ビジネスの内容は、技能をもったリタイア人事による住宅修理、模  
29 様替え、団地に住む高齢者の買い物代行、商品届けなどの生活支援です。

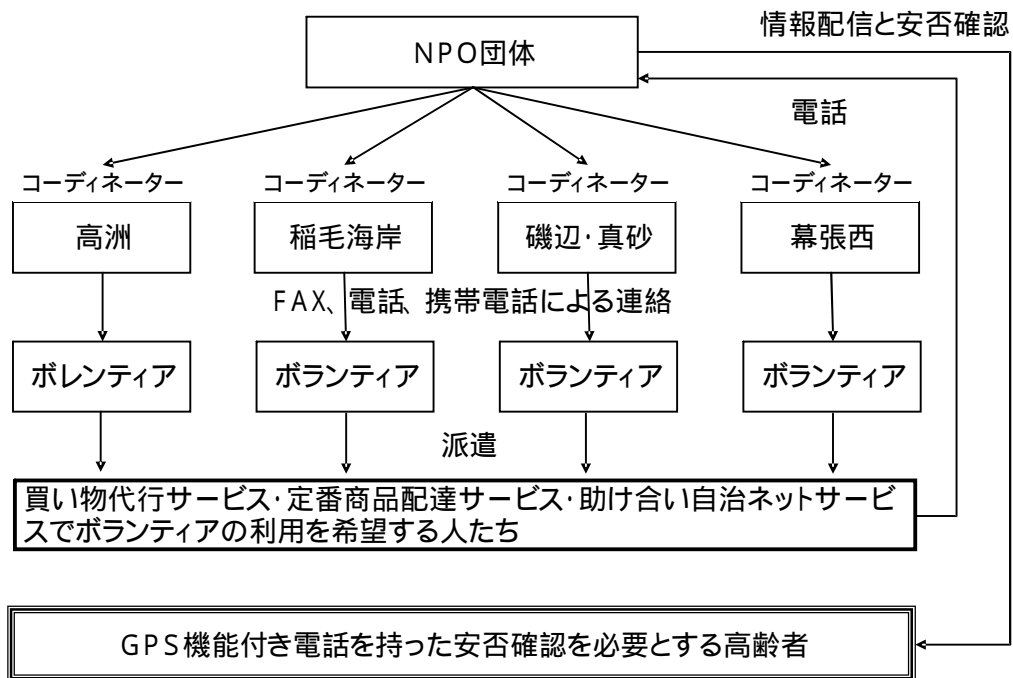
30 このNPOは千葉大学の工学部教授がつくったもので、ITを活用したサービスを  
31 実践しています。このシステムを利用することで効率的なボランティア派遣が可能に  
32 なり、GPS機能つき携帯電話システムは、高齢者の安否確認に活用することが可能  
33 です。

34 また、このサービスに加え、新たに無償、有償のボランティアによる「助け合い自  
35 治ネット」を構築することで、各フォーラムで生活課題として取り上げられている高  
36 齢者問題の一端が解消できるものと考えられます。

37 この計画による住民へのメリットは次のようなものです。

38 ア リタイア人材や地域に対する強い貢献意欲を持つ人材でネットワークをつく  
39 り、この事業に参加することによって、やりがいや生きがいを発見することがで

- 1 きます。
- 2 イ この事業への参加は地域での雇用を生み出します。人材は市政だより、社協地
- 3 区部会報、その他の地域誌その他、新聞チラシ広告や説明会の開催によって公募
- 4 し、登録します。町内自治会の協力や、ボランティア団体などとネットワークを
- 5 つくり、地域のコミュニケーションのうえに成り立った組織作りを図ります。
- 6 ウ 「買い物代行サービス」「定番商品配達サービス」「助け合いサービス」の項目
- 7 による、対象者とのコミュニケーションの中で結果として安否確認としての効果
- 8 を得られると考えられます。
- 9 エ ITシステムを利用したGPS機能付き携帯電話で本人の居場所確認が出来る
- 10 他、安否確認された情報を、希望により遠方に住む息子夫婦などの親族に配信
- 11 することができます。



- 12
- 13
- 14 今後の取り組み 2 小学校区を単位とした「地域福祉まちづくり会議」の設置
- 15 美浜区は転入、転出による住民の入れ替わりが多く、自治会の結成はおろか、住民
- 16 同士の自主的な活動もままならない実情にあります。
- 17 しかし、地域のなかには「やる気のある人たち」は大勢おり、活動の「芽」もたく
- 18 さんあります。
- 19 ただ、これまでは「やる気があっても活動の場がなかった」「グループを立ち上げた
- 20 が他との連携がなかった」「事業を実施したいが支援が受けられなかった」という問題
- 21 がありました。
- 22 そこで地域住民のふれあいの場であるだけでなく、住民の合意の形成や行政への提
- 23 言の場として「地域福祉まちづくり会議」を設置します。

1  
2 施策の展開（２）安心、見守り体制の構築

3  
4 現状と課題

5 行政の福祉サービスや介護保険制度が充実していく一方で、福祉ニーズの多様化に  
6 より、カバーしきれないニーズが目立つようになっていきます。

7 そのため、地域で暮らす人が中心になって他人を思いやり、お互いを支え合い、助  
8 け合う仕組みづくりをつくる必要があります。

9 地域で暮らす人々が、高齢者や子どもや障害者を見守っている体制をつくることは、  
10 本人にとって安心であるとともに暮らしやすいまちづくりにつながります。

11 しかし、このようなまちづくりをするには、まず「支援を必要とする人が、どこに  
12 いて、どんな手助けを必要としているのか」という情報を把握する必要があります。

13 それは災害対策でも同じことで、支援を必要とする人が、どこにいて、どのよう  
14 に安否を確認し、どのように避難を支援していくのか考えておく必要があります。

15 具体的には、民生委員や行政が持つ情報をプライバシー保護のもとで、地域住民が  
16 利用できるしくみを協働で作り、地域住民の助け合い、支え合いを実現していくこ  
17 とになります。

18 また、その情報を地域住民が、どこでどのように管理していくのかもこれからの重  
19 要な課題となります。

20 防災にとって最も大切なのは日々の備えとともに区民一人ひとりの心がけです。

21 そのため防災意識の啓発や自主防災組織の充実、強化を進めていく必要があります。

22 また、行政は連携による助け合い活動を活発化するため、持っている権限や役割を  
23 その目的に向かって積極的に移譲していくことが大切です。

24  
25 単身世帯・核家族世帯数(平成12年10月1日現在)

(単位:世帯)

	世帯	単身世帯	核家族世帯	単独の割合	核家族の割合	単独+核家族の割合
全国	46,782,383	12,911,318	27,332,035	27.6%	58.4%	86.0%
千葉市	345,488	98,833	220,971	28.6%	64.0%	92.6%
中央区	74,372	29,251	38,731	39.3%	52.1%	91.4%
花見川区	70,331	19,679	45,622	28.0%	64.9%	92.8%
稲毛区	59,773	19,144	36,705	32.0%	61.4%	93.4%
若葉区	54,791	12,520	37,317	22.9%	68.1%	91.0%
緑区	34,259	6,108	24,765	17.8%	72.3%	90.1%
美浜区	51,962	12,131	37,831	23.3%	72.8%	96.2%

(国勢調査)

一人暮らし高齢者の数と割合(平成12年10月1日現在)  
(単位:人)

	65歳以上 人口 A	一人暮らし 高齢者 B	比率 B / A
全国	22,005,152	3,032,140	13.8%
千葉市	111,959	17386	15.5%
中央区	27,527	5297	19.2%
花見川区	22,135	3418	15.4%
稲毛区	18,907	2926	15.5%
若葉区	21,247	2594	12.2%
緑区	10,884	1066	9.8%
美浜区	11,259	2085	18.5%

(国勢調査)

1  
2  
3  
4 今後の取り組み 3 近隣エリアでの安心登録カードの普及

5 人知れず自宅で、亡くなって見つかる「孤独死」を食い止めようと都市再生機構で  
6 は、団地住民を対象に親族、友人、血液型など緊急時に対応できる情報を登録してお  
7 り、花見川団地では、平成16年度に200人程の登録がありました。

8 幸町団地でも、平成17年4月から登録を開始しています。今後、各団地でもその  
9 ような安心登録が普及されていくでしょう。

10 しかし、孤独、孤立、孤独死の予防対策としては不十分です。

11 そのため、予防策として高齢者や障害者が地域で孤立しないように高齢者の通院、  
12 入院サポート相談から話し相手など、様々な相談事を気軽に相談でき、イザと言う時  
13 に気兼ねなく声のあげられる「あんしん支え合いネット」を構築します。

14 「あんしん支え合いネット」では、高齢者世帯、障害のある人、母子(父子)家庭、  
15 一人暮らしの高齢者を主な対象者として、地域で孤立しがちな人々に緊急対応に備え  
16 何か相談ごとがあったり、緊急な支援が必要な場合の連絡先が印刷された板状マグネ  
17 ットを配布します。

18 利用者はそれを冷蔵庫に貼り付けておき、24時間いつでも気軽に連絡がとれるよ  
19 うにしておくもので利用者に安心した生活を送ってもらえるように考えたものです。

20 地区社協が推進団体となって地域の相談員づくりをし、行政、社協との協働による  
21 拠点設置と費用弁償により運営します。

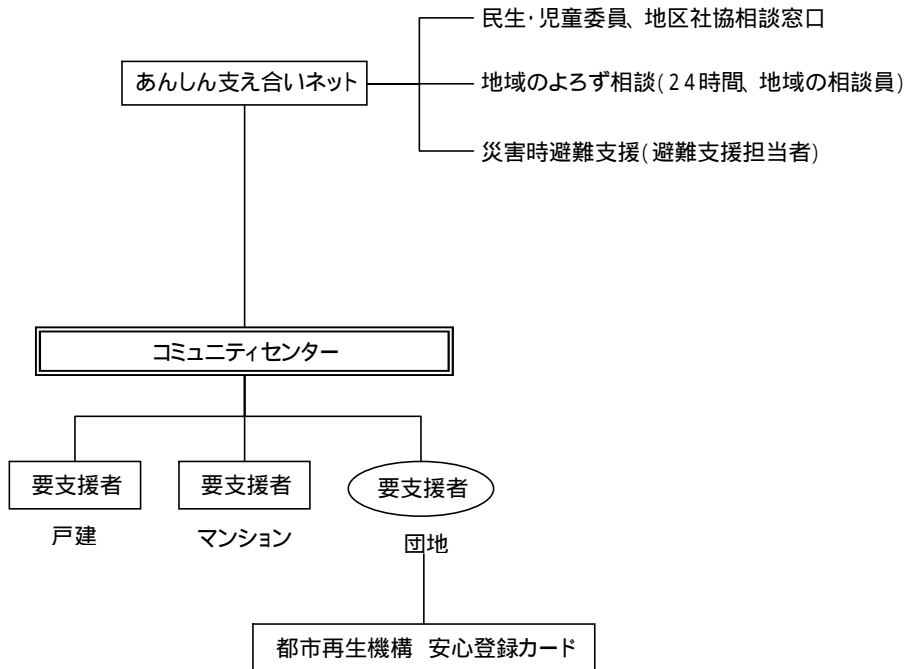
22 実施にあたっては、まず、コミュニティセンターに「あんしん支え合いネット」の  
23 拠点づくりをします。

24 そして拠点に民生・児童委員、社協地区部会の相談窓口を設置し、顔の見える地域  
25 福祉と地域のさまざまな世話役との連携による相談支援づくりを進めます。「あんしん  
26 支え合いネット」の相談員には、各地区部会から選ばれた相談員等を配置し、地域の  
27 よろず相談所として機能させます。

28 板状マグネットの配布は、相談員、民生・児童委員、社協地区部会、自治会役員等  
29 さまざまな協力者によりプライバシー保護のもと配布します。

30 また、地区社協のふれあい会食、敬老会等さまざまな行事を利用して配布したり、

- 1 社協だより、会報等さまざまな情報誌を利用します。
- 2 板状マグネットは災害対策グッズの1つとして、防災地図の印刷や災害弱者に対する
- 3 非難支援担当を、組み入れることで希望地区への全戸配布を考えます。



- 4
- 5
- 6 今後の取り組み 4 学校と地域の連携した防災訓練の実施
- 7 大地震の発生を想定した場合、初期の防災活動を早くて確に行えることを目的とし
- 8 た防災訓練が今や不可欠です。
- 9 災害が広範囲に及んだ場合、ひとつの住民防災組織だけでは到底対応できないので、
- 10 中学生以上の住民による炊き出しの協力を得て学校、町会、自治会の枠を超えて連携
- 11 した防災訓練を実施します。

12 幸町での防災訓練事例

13 学校と地域の連携した避難訓練の実施、幸町2丁目地区に指定された「広域避難場

14 所」は幸町第一中学校と幸町第四小学校（旧幸町中央公園跡）の校舎と校庭である。

15 地区内の推定人口は25,000人、毎年2月に消防署の協力を得て開催している

16 防災訓練は「広域避難場所」を想定した訓練が中心。特に昼間時の災害発生時の防災

17 は中学生の活躍が中心となり毎回有志の訓練参加で成果を上げている。

- 18
- 19 今後の取り組み 5 災害発生時の対応マニュアルの整備
- 20 美浜区が地震による災害を受けた場合、液状化現象による地域の孤立が心配されま
- 21 す。日頃から食料品や水などの備蓄、常備薬の用意など家庭で出来る災害への備えに
- 22 ついて積極的に取り組む必要があります。

1 災害発生時の「その時どうするか」という、とっさに身を守る方法、火災などの二  
2 次災害を防ぐための方法、非難に際しての注意事項、一次持ち出し品、二次持ち出し  
3 品などのリスト、近隣との安全、情報についての確認方法や、地域毎の非難場所リス  
4 トなどの整備をします。

5 「地域でつくる災害マニュアル」として、災害に備える意識の高揚と平準化の働きか  
6 けを行うため全戸へ配布します。

#### 7 8 今後の取り組み 6 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

9 災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな  
10 困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。そのような人たちは災  
11 害弱者といえます。そのような災害弱者の人たちから、災害が起きた時どのようなサ  
12 ポートが必要か申し出を受ける窓口を設けます。

13 必要なサポート毎に、地域の中で支援者の役割分担を決めておきます。防災訓練の  
14 ときにも申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、支援者の訓練も同  
15 時に行うようにします。

16 また、災害弱者の人のなかには避難所生活を送るうえで、障害の種類などにより特  
17 別な配慮を必要な人がいることが考えられるので、その点についても、ボランティア  
18 の人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための研修を実施します。

19 高齢者・障害者等災害弱者と言われる人々への対策は、美浜区のように集合住宅が  
20 密集する住宅環境の中で考えられる対応は

21 ア いつも誰でも見守り合い、助け合える体制づくり（自主防災組織）

22 イ 停電などによってエレベーターが停止した場合、車椅子の要介護者を高層階か  
23 ら降ろす訓練

24 ウ 障害者、要介護者、支援者を避難場所に誘導する訓練（平日の昼間時は中学生  
25 の協力が必要）等

#### 26 27 今後の取り組み 7 災害発生時の介護保険事業者による要介護者、要支援者の安否確 28 認の制度化

29 介護保険事業者は日頃の活動の中で、要介護者、要支援者の居住状況や生活状態を  
30 詳しく把握しており、災害発生時には、安否確認など生命に関わる有効な手段を実施  
31 することが可能です。

32 このため、介護保険事業者と消防局等との協力体制の有り方について今後、検討を  
33 進め、災害発生時における安否確認の制度化を図ります。

### 34 35 施策の展開（3）地域の世話役づくり

#### 36 37 現状と課題

38 地域福祉を担う上では、重要な福祉4団体を中心に下記に列記しました。相互の連  
39 携がなされていない現状があります。

1 地区連（自治会）

2 マンションで管理組合のみで自治会が結成されていなかったり、公団で自治会がな  
3 かったり、又、あっても加入率が低く機能していないところが散見されます。

4 自治会の結成と全世帯の加入が望まれます。その実現には地区連と市の積極的な働  
5 きかけが必要と考えます。又、新しい町内活動（向こう三軒両隣など小地域での相互  
6 扶助）を進めるには自治会の存在と取り組む姿勢が必須条件と考えます。

7 地区社会福祉協議会

8 現在の活動の主体は、高齢者を対象とした行事型の展開となっておりますが、これを  
9 日常型の展開に変えてゆく必要があります。「ふれあい食事会」や「いきいきサロン」  
10 など未だ実施されていない地区が多いと思います。又、障害者や子育ての分野への取  
11 組も十分と言えません。この推進が望まれます。

12 民生・児童委員

13 高齢者社会の進展に伴い、民生委員の不足と負担が増大しています。このため高齢  
14 者の現況把握とケアが十分できていない状況が生じつつあります。キメ細かなケアと  
15 フォローのため早急に民生・児童委員の増員が望まれます。

16 老人クラブ

17 老人クラブの設立数は、自治会数の約 1 / 3 の状況であります。又、会員数は自治  
18 会員数の 1 ~ 2 割と大変低い状況です。

19 加入拡大のために魅力のある運営や活性化が求められると考えます。

20 その他、青少年育成委員会、社会体育振興会がありますが、独自の活動で殆ど上記  
21 の団体とは連携していない状況です。

22 又、NPO、ボランティア団体も独自の活動で殆ど連携はみられません。これから  
23 の地域福祉計画を進めるにあたってはネットワークと協働が必須と考えられます。

24

25 今後の取り組み 8 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化

26 美浜区における地域活動団体のうち、下記の 6 団体が各地区に共通して組織化され  
27 ており、住民側の今後の地域福祉の担い手として有力と考えられる。

28 高洲・高浜地区の事例

29 ○地区連（町内自治会連絡協議会）（例）高洲・高浜地区 2 6 自治会

30 人口約 4 3 , 0 0 0 人、3 中学校

31 ○社協地区部会 活動範囲 同上

32 ○民生・児童委員連絡協議会 高洲地区、高浜地区

33 ○青少年育成委員会 中学校区（高洲一中、高洲二中、高浜中）

34 ○社会地区振興会 同上及び小学校

35 ○コミュニティづくり懇談会 同上 3 中学校区の 3 懇談会

36 青少年育成委員会の構成員 青少年補導員、青少年相談員、自治会役員

37 中小学校教員（校長、教頭、生徒指導） 中小学校保護者会

38 これらの団体のメンバーは、民生・児童委員会をのぞき一人で何団体も兼務してい  
39 る人もおり、6 団体すべてとは言わないまでも連携することは可能と考えられます。

1 なお、目的は異なっていますが、高洲・高浜地区を中心に稲毛海岸、幸町地区も含  
2 め幅広く構成員を募り、高洲コミュニティセンターを拠点として活動しているボラン  
3 ティア団体「浜友の会」があります。

#### 4 「浜友の会」の概要

##### 5 ○結成の経緯

6 今年で23回を迎える「5・5まつり」は新しい海浜地区で生まれ育った子どもた  
7 ちに心に残る「思い出とふるさと意識を創りたいと考え、子どもの日にちなんで  
8 めたものである。最初は、高洲コミュニティセンターの運営により開催していたが、  
9 年々規模が拡大し、また広範囲に宣伝されるようになり、過重な負担を強いられるよ  
10 うになった。

11 そこで、この価値あるイベントを地域全体で支えるべきではないかとの世論を受け  
12 て、地域内全ての活動諸団体の参加支援と協力を得て、平成元年に「5・5まつり」  
13 を運営主催するボランティア団体「浜友の会」が結成された。「浜友の会」は、結成当  
14 時から会費等の安定した財源のない団体で、賛助金、寄付金等に支えられながら活動  
15 を続け、今日に至っている。

##### 16 ○構成メンバー・高洲・高浜地区町内自治会

17 ア コミュニティづくり懇談会

18 イ 社会体育振興会

19 ウ コミュニティセンター運営委員OB

20 エ 社協地区部会

21 オ 青少年育成委員会

22 カ コミュニティセンターサークル連絡会

23 キ 地域有志（浜友の会）上記団体より選出されて活動していたが、現在選出されて  
24 いないOB他

25 ○選出方法 各団体の代表者に2名の構成員の選出を年度毎に依頼

26 ○構成員 70名（顧問4名含む）

27 ○理事 19名毎月1回理事会開催

28 ○部会 総務部、広報部、事業部

29 すべての構成団体から選出されているとは言えないが、大部分の団体より構成員が選  
30 出され、活動している。

31 福祉活動には、民生・児童委員が主体となること、あるいはその協力が不可欠と考  
32 えるが、いかにうまく地域の活動団体と連携できるかによって効果に大きく差がでて  
33 くるものと思われます。

#### 34 今後の取り組み 9 民生・児童委員と地域との連携

35 民生・児童委員は、高齢者の見守り、独居老人、障害者などの実際の居住状況の把  
36 握や災害情報など、地域福祉のリーダーとしての自覚のもとに、地域における福祉活  
37 動を推進することが役割です。

38 多くの民生委員は、本来の任務とは別に社会福祉協議会の地区部会に所属し、老人  
39

1 福祉委員会の主要メンバーとして「ふれあい会食」、「敬老会」、「日帰り一日行楽」な  
2 どの行事の参加者を募り、またその実施においても同様に主要な役割を担っています。

3 これは、民生委員の持っている個人情報があれば募集が困難であり、また、当日  
4 のお世話も顔見知りだからこそ極め細やかにできるためです。

5 しかし、高齢化社会の進行に伴い、民生委員一人あたりの担当対象高齢者の増加が  
6 見込まれることによる量的面の負担増とそれによるサービスの低下へとつながりかね  
7 ない状況による質的面の負担増が考えられ、そのため民生委員へのなり手不足をさら  
8 に助長することが十分に予測されます。

9 一方介護保険制度において、現在、要介護1および要支援の方に給付されている生  
10 活支援は平成18年度より「新予防給付」に変わることになっており、高齢化の進行  
11 とも相まって、地域での生活支援の要望が強まり、その要望をどのように適えていけ  
12 ばよいのか、民生委員にとって新たな悩みが増えることになりそうです。

13 このような情勢下において、民生委員の負担増、サービスの質の低下、なり手不足  
14 は、これからの地域福祉を支える上で、解決しなければならない基本的な問題です。

15 解決策としては、民生委員の待遇を良くすることも必要だと思いますが、民生委員  
16 の負担増を軽減し、生活支援的なサービスと情報を提供するため、社会福祉協議会地  
17 区部会に新しい委員会「地域生活支援委員会」(仮称)を設置します。

18 「地域生活支援委員会」の主要なメンバーは個人情報を活用できる民生委員と社協  
19 地区部会のメンバー等で構成します。

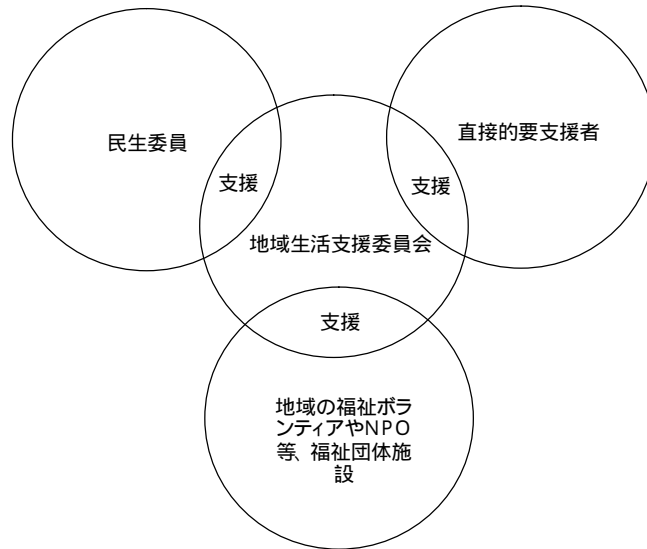
20 「地域生活支援委員会」は、地域の要支援者に対して、直接的に生活支援活動を行  
21 うとともに、間接的には地域住民に対して、地域の福祉サービスを自から選択できる  
22 ような情報を提供し、また、地域福祉活動ボランティアやNPOなどの適切な利用を  
23 図り支援するための、簡単な地域福祉情報誌をつくり地域との連携を図ります(図 )

24 情報誌は最初、民生委員の訪問活動時に情報提供資料として配布されます。軌道に  
25 乗ってきたら、今後の取り組み5で計画されているコミュニティセンターの民生・児  
26 童委員、社協地区部会の相談窓口に置いたり、地域の福祉行事において地域生活支援  
27 委員が配布できるようにします。

28 また、この委員会の経験をつめば、割と抵抗なく民生委員になることができるし、  
29 立派な民生委員が育つでしょう。

30 このようにして民生委員の「質の向上」と「なり手不足」を解消し地域福祉を支え  
31 ていきます。

図 民生・児童委員と地域との連携



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

今後の取り組み 10 新しい町内単位の活動

美浜区のように、集合住宅中心の住宅環境では、最も身近な生活を共有できる単位は階段・エレベーター・通路（廊下）等になります。

10～15戸の単位と思われませんが、日常生活の問題、子育てや介護の問題等支え合う近所付き合いが重要です。

ア 近隣同志が話し合い、支え合える環境を作り、住んで良かったといえる心暖まるコミュニティづくりが大切です。

イ 団地祭りや旅行等文化・スポーツ行事が参加して楽しく、近隣同士の触れ合いや交流が深まることを努力すること

ウ 青少年が高齢者や障害者を支え合い、心身共に健全に育つまちづくりに努めること

以上、まず、10戸～15戸単位の日常生活を共有している近隣から人間関係を豊かなものにして活力あるまちづくりに努めることが重要です。

施策の展開（４）市民に身近な行政の推進

現状と課題

美浜区地域福祉計画を行政が責任をもつて推進するためには、市民に身近な区役所の権限強化を進める必要があります。

また、地域をサポートすべき区役所は、積極的に地域に出て行く必要があります。

地域の実情を現場で把握する力をより強めることは、地域の問題に対して解決のた

1 めの柔軟ですばやい対応を可能とします。

2

3 今後の取り組み 11 区役所の体制強化と窓口サービスの向上

4 市民サービスの向上を図るため、市民に身近な行政サービスは、市民に身近な区役  
5 所、事業者等で行えるよう、積極的に本庁の事務権限を区や事業所等に移譲するなど、  
6 市民の要望に即応できるよう体制を強化します。

7 また、窓口業務にあっては、適切な接遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正、職員  
8 の応接の改善を図るため、区役所窓口サービスの市民満足度（平成16年度アンケー  
9 ト 良い64.6% 普通34.1% 悪い1.3%）を平成19年度までに「良い」  
10 が70%以上を目指します。

11 また、美浜区保健福祉センターの設置により、複数の行政サービスを1つの窓口で  
12 受けられ、手続きが1か所で完了する「ワンストップサービス」の実施等、市民の利  
13 便性の向上に努めます。

14

15

## 基本方針 2 必要な情報がいつでも得られ相談できるシステムづくり

福祉サービスを必要としている人は、その必要に応じて適切なサービスを選択することで、課題の解決や軽減を図れることが必要です。

しかし、自分が抱えている課題がどのようなサービスによって充足されるのかわからない場合もあります。

さらに、現状のサービスが必ずしも課題に対応できるわけでもありません。

そこで福祉サービスの提供は、必要な福祉サービスの自覚・発見と現状のサービスを結び付けるプロセスを必要とします。また、必要なサービスがない場合は、新たなサービスを考え、作り出していかなくてはなりません。

こうした過程は、「情報の提供」「相談」業務の中で行われます。住民の必要とする福祉サービスと向き合いその充足を可能とするために、必要な情報がいつでも得られ相談できるシステムづくりを進めていきます。

## 施策の展開（５）相談窓口の機能強化

### 現状と課題

現在、区役所には在宅の高齢者等の福祉や保健に関する総合的な相談に応ずる保健福祉総合相談窓口があり、民間相談窓口では、24時間対応の在宅介護支援センターが「みはま苑」「セイワ美浜」の2カ所に特別養護老人ホームと併設してあります。

また、児童相談所など専門的な相談に24時間で対応する機関もあります。

しかし、地域住民の多様な生活ニーズに人員体制等で十分対応できているわけではありません。また、相談することがあっても「どこに相談していいかわからない」という人も多く、相談を必要とする人と相談機関を的確に結びつける必要があります。

### 今後の取り組み 12 相談履歴の電子化

多くの人から様々な相談が寄せられている相談窓口では、その相談内容と解決方法を電子化し、蓄積することで、相談者のこれまでの相談内容を把握した上での対応や、相談・解決パターンを見つけ相談対応の迅速性を図ることが可能です。

また、個人が特定できない形で、よくあるご相談としてホームページ上に例示することによって、相談者が自ら類似事例を検索し、解決することも可能となります。

### 今後の取り組み 13 福祉サービスの総合化

「自分らしく生きる」ためには、介護や育児など、課題に直面した人を支えるサービスが必要となります。

また、気軽に相談できる窓口を身近な場所に置くことで、課題に直面した不安や戸惑いを軽減し、サービスをうまく使いこなすヒントを得ることができます。

なによりも一人で抱え込まず、地域に支えられていると実感できる拠点が求められ

1 ています。そのためには、「困ったときに相談できる」総合的な相談窓口が必要です。

2  
3 今後の取り組み 14 24時間365日コールセンターの設置（必要に応じ訪問相談）  
4 今後記述

5  
6 今後の取り組み 15 地域包括支援センターの設置

7 高齢になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすためには、何らかの支援が必要  
8 となったとき、本人や家族が気軽に相談できる身近な窓口が必要です。地域包括支援  
9 センターは、ア 相談窓口機能、イ 介護予防マネジメント、ウ 包括的・継続的マ  
10 ネジメントを主な機能としてもつ、地域における総合的なマネジメントを担う中核機  
11 関として位置づけられています。保健福祉センターや既存の在宅介護支援センターを  
12 地域包括支援センターとすることで、きめ細やかな相談・マネジメントが期待できま  
13 す。

## 14 15 施策の展開（6）身近な相談者の確保

16  
17 現状と課題

18 生活していくなかで、「ちょっとした手助け」があればより暮らしやすいということ  
19 は多々あります。近所付き合いが減り、地域とのつながりが弱くなってきている今日、  
20 身近に相談できる人を確保することは以前に比べて難しくなっています。そうしたな  
21 かで、自分から声をあげることが困難な人や、地域から孤立してしまう人、家族が増  
22 えてきています。より豊かなコミュニティを創造するためには、「身近な相談者の確保」  
23 や「孤立する住民を出さない」ということが大きな課題となります。

24  
25 今後の取り組み 16 民生委員・児童委員と地域組織の協力体制の充実

26 生活課題を抱えている人にとっての身近な相談者として、民生委員・児童委員の役  
27 割はますます大きくなっています。また民生委員・児童委員は、孤立している人と地  
28 域を結ぶ架け橋としても期待されています。したがって住民の生活課題の増大や複雑  
29 化にともない、民生委員・児童委員は地域における課題を把握し、地域に課題を提起  
30 することで地域における住民組織等との協力体制を充実させることが求められていま  
31 す。

32  
33 今後の取り組み 17 声なき要支援者の発見

34 地域の中では様々な生活課題を抱えている人や家族がいます。課題を抱えている人  
35 のなかには地域から孤立していたり、自ら声をあげにくい人も多くいます。そうした  
36 自ら声をあげない「声なき要支援者」はより多くの、また複雑な課題を抱えているこ  
37 とがあります。

38 また、地域住民が「声なき要支援者」に対して何らかの支援をしたいと考えても、  
39 どこにどのような人が住んでいるか把握できず、うまく接触することができません。

1 「声なき要支援者」を発見し心を開くには近所の住民が挨拶等の声をかけ、ささい  
2 な手助けから交流し相談窓口の情報等をそれとなく知らせる事に努めます。また、必  
3 要に応じて地域住民等による日常の支援に結びつけていく必要があります。しかし、  
4 十分にプライバシーを尊重しての交流が必要です。すなわち、住民相互の声かけ運動  
5 からです。

## 7 施策の展開（7）情報拠点の強化

### 9 現状と課題

10 地域生活を安心して豊かに送るためには、医療や福祉サービスなどの生活に密着し  
11 た情報の収集が大切になります。地域にはお年寄りや障害をもつ人、昼間は地域にい  
12 ないお父さん・お母さん世代、若者など、様々な人が暮らしています。そのため情報  
13 を発信する際には多くの人が手に入れやすい方法を考えなくてはなりません。様々な  
14 人が情報を手に入れやすいように、様々な方法で情報を発信していくことが必要です。  
15 情報を地域住民で共有化することが大切であり、情報をうまく使いこなし、より豊  
16 かな地域生活を創造することが最終的な目標です。

### 18 今後の取り組み 18 コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供

19 必要な情報を必要な時に手に入れることができれば、また普段から気軽に情報に触  
20 れることができれば、いざというときの不安が軽減できます。そのためには身近な場  
21 所で情報を手に入れることができれば安心です。コンビニに置かれている求人情報誌の  
22 ように誰でも気軽に福祉情報に触れることができるよう、地域の福祉情報誌を作成し、  
23 コンビニや郵便局に置くことを検討しています。

### 25 今後の取り組み 19 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示

26 現状の紙ベースでの回覧板では、緊急を要する情報の伝達や、過去の情報を再度確  
27 認したい場合などに問題があります。

28 そこで、行政・社協・地域活動団体等が発信する回覧板情報を希望者に対してメー  
29 ルで発信したり、過去の情報を含めてホームページ上で検索できるような仕組みを検  
30 討します。

### 32 今後の取り組み 20 社協地区部会ごとのホームページの作成

33 地域では、さまざまな市民による自主的な活動が行われていますが、その情報が必  
34 ずしも必要な人に伝わってはいません。

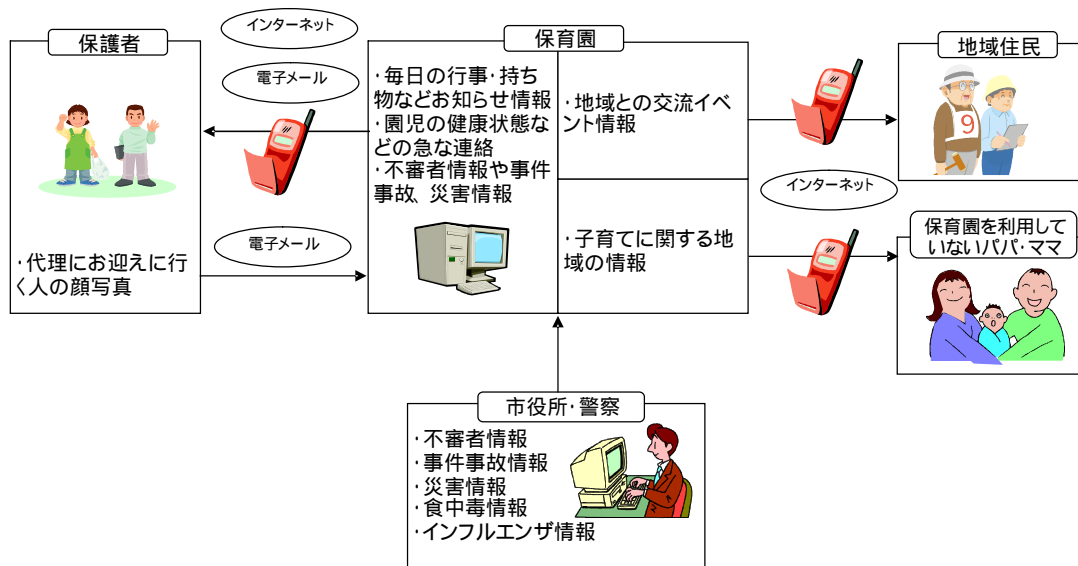
35 そこで、低コストで多くの人に情報を提供できるホームページを活用し、社協地区  
36 部会エリアごとに地域情報の提供を行います。

### 38 今後の取り組み 21 福祉サービス情報の携帯メールの活用

39 保育園で、掲示板又は資料配布により提供している各種の情報を、携帯サイトや携

1 携帯電話のメール機能を利用し、迅速・正確に保護者の方等に提供します。

2



3

1  
2 **基本方針3 誰もが暮らしやすい環境づくり**  
3

4 美浜区は、人工的に造られた埋立地で、歴史も浅いため、地域での共通な文化が育  
5 っておらず、「向こう三軒両隣」のような関係や、地域コミュニティの形成が充分でな  
6 い地域もあります。

7 しかし、少子・高齢化が進み、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化により家  
8 族だけでは介護しきれない状況も生まれてきています。

9 また、障害者においても、ノーマライゼーションの理念に基づき施設から地域へと  
10 生活の場が求められています。

11 こうした状況の中で、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくるために、地域に生活  
12 しやすい住居があること、そして生活の仕方や価値観、考え方が違う住民がお互いに  
13 知り合い、理解しあい、自然に助け合いの気持ちの持てるようなコミュニティをつく  
14 ることが必要です。

15 そして、共通の文化をつくりあげていくことは、住民の一人ひとりが愛着と誇りの  
16 もてるまちづくりにつながっていくでしょう。

17 まず、高齢者や障害者のそれぞれの状況に対応した住まい方を考えることが必要で  
18 す。また、病気や介護が必要になったりしても安心して地域で暮らすことができるこ  
19 と、当事者だけでなく、介護する人や一緒に生活する家族にとっても負担にならない  
20 こと、そういう体制を整えることも重要です。

21 障害のあるなしにかかわらず、大人も子どもも自分にとって居心地のよい場所「子  
22 どもたちが放課後集まって安心して遊べる場所や高齢者や子育て中の家族が気ままに  
23 集い、話ができる場所など」があれば、生活も楽しくなり、地域でいろいろな人との  
24 交流や新しい出会いも生まれます。

25 そういう地域の居場所づくりと同時に、それぞれがいきいきと暮らせるような生き  
26 がいづくりの場もあるとさらによいでしょう。

27 例えば、子どもたちが地域の高齢者に昔のことを聞いたり遊びを習ったり、工作・  
28 手芸・パソコンなど年代を問わず自分の特技を教えあったりすることにより楽しみや  
29 生きがい、人々のつながりもできてきます。

30 また、余暇を利用して興味関心のあることを学習し、それを地域活動・人々との交  
31 流へ活かしていけるような場もあれば、いきいきとしたコミュニティになるでしょう。

32 さらに、高齢者や障害者の方の移動手段が確保され、行きたい所に自由に行けるよ  
33 うになれば、自己実現や日常生活の暮らしやすさにつながります。そのための移動手  
34 段の確保も重要です。

35  
36 **施策の展開(8) 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保**  
37

38 **現状と課題**

39 特に老朽化した幸町などの大規模集合住宅団地を中心に、居住者に占める高齢者の

1 割合が高いなど、世代構成に偏りが見られます。

2 こうした団地においては、団地内やその周辺地域の活用の低下、コミュニティの希  
3 薄化、自治会活動への支障等の問題が生じています。

4 また、エレベーターのない5階建ての団地に住む高齢者は、買い物、ゴミ出しなど  
5 日常的な生活が困難となる事例も生じています。

6 美浜区には、65歳以上の高齢者は約1万7千人で高齢化率は11.5%（平成1  
7 6年10月1日現在）と、6区の中では一番低い状況ですが、55～65歳の人口構  
8 成率が他区に比較して高く、今後、高齢化率の急激な上昇が予測されます。

9 一方病院では、末期がん患者、難病患者など高度な医療技術によっても治癒が困難  
10 な病気を患った人を治療が終わったという理由で家に帰すようにしたり、普通の疾患  
11 での入院日数も短縮したりと、家庭での療養が強いられる傾向にあります。

12 また、末期がん患者の中には、住みなれた地域で暮らしたい、自分の好きなときに  
13 好きなことをしたい、家族の手料理を食べたい、時には晩酌もしたいなど、病院にい  
14 ては得られない「普通の生活」を望む方もいます。最近では、このような「在宅（病院  
15 以外の場所）」のよさが指摘されるようになり、これまでのような「最期を病院で」とい  
16 う考え方は見直されつつあります。

17 在宅療養者が住みなれた地域で安心して生活を続けるには、さまざまな支援体制が  
18 必要です。いつでも気軽に相談できること、介護・看護が十分に受けられること、往  
19 診・訪問診療をする医師が確保できて安心が得られることなどのほか、介護の担い手  
20 に対する支援も大切です。

21 平成17年4月からは在宅介護支援センターが美浜区に2ヶ所（みはま苑、セイワ美  
22 浜）になりました。また、地域の医療機関と海浜病院との連携も実施されています。し  
23 かし、それだけでは充分ではありません。また、地域にかかりつけ医を持っている人  
24 が少ない、往診や訪問診療をする医師が充分でない、介護の担い手になる家族の負担  
25 が大きいなどにより、在宅療養がしづらい状況です。（地域医療機関と海浜病院の連携、  
26 緊急時の受け入れ状況・体制など追加）

## 27 今後の取り組み 22 住宅の耐震補強、バリアフリー化

28 1995年の阪神淡路大震災では、地震による直接の死者（一時災害）は5502  
29 人でその多く（88%）は、家屋の倒壊による圧死・窒息死でした。

30 美浜区の住宅は昭和55年の新耐震基準前に建築された住宅が76.5%を占めて  
31 います。

32 このため、耐震診断や耐震改修費用の助成など既存の住宅の安全性を確保する取り  
33 組みを進めます。

34 また、バリアフリーが標準的な仕様として定着することを目指し、その効果や手法  
35 について積極的に情報提供を行い、市民や民間事業者の啓発に努めます。

36 住宅の改造費用に対する助成制度等の既存の制度を効果的に活用することにより、  
37 バリアフリー化を促進します。

## 38 今後の取り組み 23 高齢者世帯等の住み替えの支援

1 集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している一方、低層階に空き家が生じていた  
2 り、若年世帯が居住しているような場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行う  
3 ことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

4 このため、住み替え先となる低階層の空き家に関する情報提供を行い、住み替えに  
5 係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

6 また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独  
7 感の軽減にも資することから、そのような同居・近居のための住み替えを支援するた  
8 めの方策についても検討します。

#### 9 10 今後の取り組み 24 コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進

11 近年、入居者同士がお互いに支え合い、安心して暮らせる住宅として、複数の世帯  
12 が生活の一部を共有するコレクティブハウジングなどの新しい住まい方への関心が高  
13 まっています。

14 これらの新しい住まい方は、高齢者や子ども、子育て中の親など多様な世代が互い  
15 に交流する機会を与え、高齢者の不安感や孤独感の解消、子育ての孤立化防止に資す  
16 ると考えられる。

17 このため、民生委員や町内自治会、地域住民などへの情報提供など啓発活動を行い  
18 ます。

19 また、その建設や運営を行なうNPO法人等の団体を支援するための方策や、民間  
20 事業者によるコレクティブハウジング等の供給を促進するための方策を検討します。

#### 21 22 高齢者の多様な住まい（居住関係施設）の概要

##### 23 ケアハウス

24 60歳以上で、かつ身体機能の低下が認められ又は高齢者等のため、独立して生活  
25 するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難なものを低額な  
26 料金で利用させる施設

##### 27 有料老人ホーム

28 常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与  
29 することを目的とする施設

##### 30 痴呆性高齢者グループホーム

31 小規模な生活の場（5～9人の少人数を単位とした共同居住形態）において、食事  
32 の支度、掃除、洗濯等を利用者が共同で行い、1日中、家庭的で落ち着いた環境の中  
33 で生活を送ることにより、痴呆の進行を緩やかにし、家族の負担の軽減に資するもの

##### 34 生活支援ハウス

35 介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設

##### 36 高齢者向け有料賃貸住宅

37 バリアフリー化、緊急時対応サービス等高齢者に対応した設計・設備を備え、都道  
38 府県知事等の認定を受けた賃貸住宅（平成12年度から生活援助員の派遣の対象）

##### 39 シルバーハウジング

40 バリアフリー化に対応するとともに、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を

1 行う生活援助員が配置された公営住宅等

2 コレクティブハウジング

3 個人の住宅部分とは別に、ダイニングキッチン、リビングなど、居住者同士が交流  
4 し、支え合う協同の空間を備えた集合住宅

5 グループリビング

6 高齢者が身体機能の低下を補うため、互いに生活を共同化、合理化して共同で住ま  
7 う一定の居住形態（定員5～9名）

8  
9 今後の取り組み 25 障害者・高齢者の地域での雇用促進

10 障害者・高齢者の地域での雇用の場合は、次第に増えつつあります。

11 今後も地域での雇用促進を図るNPO活動の支援や、民間企業等の協力を得て、雇  
12 用の場の確保を図ります。

13  
14 今後の取り組み 26 地域ケアセンター（小規模多機能施設）の設置

15 既存施設にケアハウス、グループリビング、グルーホーム、保育園、図書館、レス  
16 トラン、児童館、野菜の直売店、福祉作業所の製品、手作り品等売る店舗、風呂等  
17 の機能を持たせ「地域ケアセンター」として、様々な人々の集える場をつくり出しま  
18 す。

19  
20 今後の取り組み 27 在宅医療福祉の充実

21 在宅医療に関しては、個人としての取り組みとして、病気になったときばかりでな  
22 く、各自が病気予防についても気軽に相談するなど身近な医師と関わり、かかりつけ  
23 医を持つように努力することがあげられます。たとえば、地域で成人病予防や子ども  
24 の急病時の対応についての簡単な話をしてもらうとか、医師を積極的に地域に引っ張  
25 り出し、顔なじみになることも大事です。その一方で、医師会で往診や訪問診療を行  
26 う医師の情報を整理提供したり、在宅医療を支える仕組みを検討したり積極的に取り  
27 組むことが望まれます。

28 在宅福祉に関しては、今後設置が予定されている地域包括支援センターを中心に、  
29 在宅療養者の抱えるさまざまな問題が解決されることにより、介護の担い手の負担も  
30 軽減されることが期待されます。また、介護保険の見直しにより介護予防の考え方が  
31 大きく打ち出されます。介護度の低い方（要支援、要介護1）を対象に、予防に重点  
32 をおいた新たなサービスが導入され、今まで受けていた支援が受けられなくなるこ  
33 とも出てきます。そういう方や介護保険適用外の方も含めて利用できる生活援助サー  
34 ビスのシステムや介護予防につながる簡単なトレーニングを行えるような場が地域にあ  
35 ることが望まれます。

36  
37 施策の展開（9）居場所、交流の場づくり

38  
39 現状と課題

1 現在、地域でのサークル活動などは公民館やコミュニティセンターを中心に行なわ  
2 れています。しかし、利用を希望するサークル・団体の数に対して部屋数が充分でな  
3 く、抽選や先着順で決められており、いろいろな活動を活発に行うことができません。

4 また、サークルなど団体組織でないと使用許可が下りない、使用時間や使用目的の  
5 制約がある、場所によっては飲食ができないなど、使い方が限られてしまいます。

6 また、放課後や長期休暇には子どもたちの遊ぶ場所が不足しています。コンビニの  
7 前やマンションの入り口に集まって人に迷惑をかけることもあります。

8 雨の日には公園で遊ばず、家にいれば虐待まがいのことをしてしまいそうな子育て  
9 中の親もいます。

10 外に出かけたいけれど、どこに行く当てもない高齢者や、地域とかかわりを持ちたい  
11 いけどなかなか踏み出せない障害者もいるでしょう。

12 そんな方たちが自由にふらっと立ち寄れる場（フリースペース）があれば、家に引  
13 きこもりがちにならずにすむかもしれません。

14 地域には、学校、保育園、幼稚園、マンション・公営住宅や町内自治会の集会所、  
15 空き店舗などいろいろな施設があり、これらの既存施設が使えるようになると活動の  
16 幅や行動範囲が広がります。

17 また、現在行われている「老人つどいの家」のように個人の家の一室をお借りし、  
18 さまざまなニーズにあった居場所・交流の場として、気軽に集まれる場を身近なところ  
19 につくることもできます。

20 地域で暮らす高齢者・障害者それぞれがさらに暮らしやすくするため、地域の人の  
21 理解と心のバリアフリーの推進も求められています。

22 そのためには、高齢者や障害者自身が地域へ積極的に出て行くことができ、地域も  
23 それを受け入れお互いに交流できる場を整えることが必要です。

24 現在、学校や福祉施設も地域に開かれていく方向に進んでいます。さらに、小さ  
25 い子どもころから、社会にはいろいろな立場・境遇の人がいるということを自然に  
26 知り交流できるコミュニティーをつくっていくことが大切です。

#### 28 ディアフレンズ美浜の事例

##### 29 地域交流の主な取り組み

30 ・地域交流スペースを地域自治会や地域サークルに無料で提供し、入所者も自由に参  
31 加できる活動を行っている。たとえば、自治会総会（入所者も自治会員）、車椅子ダン  
32 ス、簡単な手工芸、コンサートなど。

33 ・中庭のオープンスペースを使って、地域の人に呼びかけて夏祭りをしている。

34 ・現在約280名がボランティア登録をしているが、初心者のために2日間のボラン  
35 ティア講座を開いている。（希望により随時開催）

#### 37 稲毛第二小学校『いのちの森の日』の事例

##### 38 『いのちの森の日』の概要

39 校庭の片隅に作られた学校ビオトープ（いのちの森）を使って月に1回行われる自  
40 然観察を中心にしたイベントで、地域の人との交流になっている。稲浜中学校区育成

- 1 委員会と青少年育成相談員、学校の協力で行われている。
- 2 イベントの内容
- 3 自然観察やビオトープ整備のほかに、季節を取り入れた活動がある。たとえば、豆
- 4 まき、ホタル鑑賞会、木の枝や木の実を使ったクラフトづくり、クリスマス会など。
- 5 その他にも校庭にかまどを作り七草粥やカレー、豚汁などを作ったり、ダンボールで
- 6 手作りした小屋でコーヒー・お茶など飲み物をサービスする「森のカフェ」を開いた
- 7 りして、地域の人と共に楽しんでいる。

1 今後の取り組み 28 小中学校の余裕教室・空き教室活用

2 小中学校はだれもが行きやすい場所にあり、調理室、工作室など設備もあるので、  
3 活動の場として利用できることが期待されています。

4 地域の人が学校に出入りすることは、子どもとの交流も生まれ、子どもを地域で見  
5 守り育てること、地域の教育力の活用にもつながります。

6 しかし、セキュリティー、児童の個人情報の管理や施設改修費用等の問題もあり、  
7 なかなか進まないのが現状です。

8 現在、美浜区には13小学校に57室、3中学校に12室の空き教室があります(平  
9 成16年5月現在)。そのうち6小学校7室を子どもルームや防災備蓄庫として利用し  
10 ています。また、真砂三小、真砂四小では、子どもたちが学校にいる時間帯に、社会  
11 福祉協議会地区部会が空き教室で高齢者が集ういきいきサロンを開催しています。

12 このほか千葉市内には若葉区大宮小学校と稲毛区あやめ台小学校で、空き教室を改  
13 修し高齢者の介護予防支援施設(いきいきセンター)に利用しています。

14 このような事例を参考に、今後、地域の事情に合わせて、その担い手と学校、教育  
15 委員会など関係者で検討を行ない、活用を進めていきます。

16  
17 今後の取り組み 29 フリースペースの設置～場所の確保と運営管理体制の検討

18 自由気ままに集まった人で好きなことをするフリースペースが、身近なところに作  
19 られることが必要とされています。子ども・子育て中の家族、高齢者、障害児、精神  
20 障害者などそれぞれが独自に集まる場として、あるいはだれでも参加できる制約のな  
21 い場として、その対象によっていろいろな形が考えられます。まず、ニーズを把握し、  
22 経験者・当事者とともに、設置場所・その運営や管理の方法などを検討していきます。

23 たとえば、現在美浜区には施設が少ない障害児や精神障害者のフリースペースとし  
24 て、また、児童館のようなだれでも利用できる子ども向けのものとして、次のような  
25 ものが考えられます。

26 ・知的障害児の親と子のフリースペース

27 放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないの  
28 で、自由に気軽に集まれる場・交流の場としてフリースペース設置が望まれています。  
29 そこではボランティアがいろいろなメニュー(折り紙、工作、手話など)を用意した  
30 り、身近自律訓練など療育に役立つ道具や遊びも用意したり、好きなことができるよ  
31 うにします。また、親同士の相談・情報交換や気分転換もできると良いのではないで  
32 しょうか。運営は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボ  
33 ランティアが支えるという形にするなど、今後検討を進めていきます。

34  
35 ・精神障害者が気軽に集えるフリースペース

36 美浜区には精神障害者が気軽に集まる場所がなく、社会に出るきっかけがつかめな  
37 い人が多いので、地域に自由に過ごせ仲間づくりができるフリースペースが必要とさ  
38 れています。

39 当事者とその家族が中心に運営できるよう、地域住民、ボランティア、医師、行政  
40 が連携し、働きかけ(きっかけづくり)・支援を行い、その後の社会復帰にもつながる

1 ようにします。さらに、そこに集まったメンバーを中心に、共同作業所の設置、ピア  
2 サポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパーなど障害者同士が助け合いながら仕事  
3 ができる体制づくりも検討していきます。

4 ピアサポート・ピアカウンセリング・ピアヘルパーなどのピアとは、英語で Peer「仲  
5 間」という意味で、仲間（当事者）同士で対等の立場で行う援助のこと。

#### 7 ・子どもが気ままに遊べるフリースペース

8 いわゆる児童館の変わりになるような子どもたちの遊び場として、また、子育て中  
9 の家族の息抜きや情報交換ができる場として、歩いていける身近なところに設置され  
10 ることが望まれます。高齢者や子育て経験者が参加することにより、世代間の交流が  
11 できるので、運営管理の担い手についても検討していきます。

#### 13 今後の取り組み 30 町内自治会、公営住宅の集会所の活用

14 現在地域にあって充分活用できていないものに、町内自治会や公営住宅の集会所が  
15 あります。公共財産として機能させ、使いやすくしていくことを検討します。

#### 17 今後の取り組み 31 空き屋、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

18 高齢者が子どもとの交流を通じて社会参加・社会貢献する場や育児サークルなど、  
19 地域コミュニティの形成や世代間交流を促進する事業を実施する場として、近年増加  
20 している空き家等の住宅資源を活用することが考えられます。

21 また、空き店舗を利用して、障害者用のデイサービスを行ったり作業所として利用  
22 することの検討を行ないます。

### 24 施策の展開（10）交通手段の充実

#### 26 現状と課題

27 誰もがいきいきと暮らすためには、行きたい所に何時でも行ける交通手段の充実が  
28 欠かせません。

29 ところが、現状は、低床バスの不足、福祉バスや各種移送サービスが少なく、今有  
30 る交通機関を見直し、足りない部分に新しいサービスを導入することが必要です。

31 移動制約者の買い物や通院、郵便局、駅、公共施設などと住宅地を結ぶ、限りなく  
32 ドアツードアの生活密着型公共福祉サービスが受けられるようにすることです。

33 そのためには、従来路線バスのルートの見直し、バス車体の低床化、福祉バスや各  
34 種移送サービスの導入が緊急の課題となっています。

35 千葉県バス協会やタクシー協会では、その必要性は充分認識していますが、自助努  
36 力だけでは対応できないとのことで、公的資金を投入し第3セクター方式かNPOな  
37 どの民間活力を利用する方法の検討も必要です。

38 また、隣近所の付き合いや個人的な好意から送迎が行われる場合がありますが、万  
39 一の事故に備えた補償手段が確立されておらず、補償が善意の移送者個人の責任とな

1 　　る問題もあります。

2

3 　　今後の取り組み 32 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入

4 　　福祉バス、低床バス、移送サービスの導入を検討します。

5 　　福祉バスは、100円程度の低料金で交通不便地区や住宅地域を、既存のルートと  
6 　　は違ったルートで、路地から路地を、買物、通院、郵便局、駅、公共施設などきめ細  
7 　　かく巡回するバリアフリーのバスのことで、高齢者、障害者などの移動制約者の日  
8 　　常生活にぜひとも必要なサービスです。一部先進地域では既に導入されています。

9 　　従来型の通勤、通学を中心にした路線バスは、利用者が年々減少したことで、巡回  
10 　　回数が減っており、高齢化した利用者には、高床では乗り降りに不便を感じずるよう  
11 　　になっています。

12 　　低床バスは、国（国土交通省）の17年度公共交通移動円滑化事業として、予算化  
13 　　されていますが、地方公共団体との協調補助を条件としており、なかなか導入が進ま  
14 　　ない状況です。

15 　　それでも、バス会社の自助努力で毎年少しずつ低床化されていますが、全車両揃う  
16 　　までには相当時間がかかるものと思われます。又、導入しても一部路面の状況によっ  
17 　　ては床を擦って使えない路線も出てきます。

18 　　移送サービスは、路線バスがあっても困難を伴うか、タクシーでは料金負担に問題  
19 　　がある人への、ドア・ツー・ドアの福祉交通手段で、利用者を登録し、割安料金  
20 　　で通院などを支援する契約型のサービスなどです。

21 　　介護保険では、2種免許を持つホームヘルパーが車椅子每乗れる小型車で通院介助  
22 　　する場合、場面によっては介護保険の適用が認められますが、運転中は介護保険の適  
23 　　用がなくあまり普及していません。

24 　　タクシーの福祉チケットは、千葉市では対象者が非常に限られていたり、枚数が  
25 　　足りなかったりして改善の余地があります。（現状の交付枚数を追加）バスのようなフ  
26 　　リーバスの制度も検討する必要があります。

27

28 　　今後の取り組み 33 鉄道駅舎へのエレベーター設置

29 　　平成22年までに、未設置のJR新検見川駅、検見川浜駅にエレベーターが設置さ  
30 　　れ、区内のJR全駅に設置が完了する予定です。

## 基本方針 4 福祉を支える仕組みづくり人づくり

新しい福祉文化を創造し、地域での自立生活支援を千葉市美浜区を基盤に展開していくためには、地域福祉を進めていくための仕組みづくりと主体となる人づくりが必要です。

第 1 に、介護保険制度や支援費制度等のセーフティネットのための福祉サービス制度がありますが、こうした社会制度が市民が主体的に利用できる仕組みになっているか、主体的に利用するためにはどのような課題があるか、明確にし取り組んでいくことが重要です。2006 年度に介護保険制度の制度改訂が計画されています。

また、新制度として障害者自立支援給付法案の導入が計画されています。こうした制度の方向性を見据えながら、千葉市民が主体的にサービスを選べるような仕組みづくりにしていく必要があります。地域福祉計画と併行して計画づくりが進められている高齢者保健福祉推進計画、障害者保健福祉推進計画等との連携が大切です。

第 2 に、法制度は対象者及びサービスの範囲を限定しますが、私達の暮らしはトータルなものです。暮らしが分断され無いために、上記の取り組みと同時に、ボランティア活動などのインフォーマルサポートが必要であり、それに参加する人々の主体づくりと効果的な活動の場が必要です。千葉市社会福祉協議会が、地域福祉活動計画を策定していますが、地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携が重要です。

第 3 に、暮らしを確立するには、保健・医療・福祉の連携が不可欠です。美浜区にはその機能を発揮する施設があり、従事する人々とそれに関係する団体があります。既存の資源を生かすためのネットワークを構築することができれば、安心して暮らせる美浜区づくりに大きく前進することが出来ます。また、足りない資源があれば充足させるための施策を求めていくことが必要です。資源を生かし生み育てるための主体形成が大切です。

第 4 に、上記を取組むには、区民の社会福祉への理解と関心を深め、活動に参加する力を養う福祉教育や社会福祉に関する学習活動が重要になります。地域福祉の主体形成という考え方が重要になります。

第 5 に、新しい公民の協働関係の課題です。美浜区での地域福祉計画を推進するためには、行政・社会福祉事業者・区民が連携できるようなシステム面とともに、財政面からも、運営管理面からも検討が必要です。公と民の信頼関係を作り上げると共に、区民の暮らしに目線を据えた協働が不可欠です。

## 施策の展開（11）社会福祉協議会の機能強化

### 現状と課題

社会福祉法では、社会福祉協議会を地域福祉推進の中核的な役割を果たす団体として位置付けております。

社会福祉協議会は、地域住民をはじめ、様々な地域の関係団体のほか、自治体や社会福祉事業者など幅広い地域福祉関係者を構成員とし、住民主体を旨とした地域住民による福祉活動への支援やボランティア活動の推進、福祉教育、まちづくり等に公共的な立場から取り組んでおります。

本格的な地域福祉の推進の時代にあって、地域福祉活動計画の策定に取り組み、地域住民の福祉の関心や意識を高め、態度の変容を図るとともに、地域住民や諸団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動やサービスの推進を図ることが地域福祉推進の中核的団体としての大きな使命であります

### 今後の取り組み 34 地域福祉権利擁護事業の充実

地域権利擁護事業は、2000年よりスタートしました。

介護保険制度や支援費制度など、福祉サービスが措置制度から利用者が選択・契約して利用する制度に移行する中で、判断能力が十分でないため、ひとりでは日常の金銭管理や福祉サービスを選択して利用することができない高齢者や、知的・精神障害者の方で家族等による支援が困難な場合に生活支援員を派遣して自立した生活を送れるよう支援するものです。

現在、千葉市社会福祉協議会の「ちばし権利擁護センター」でこの事業を実施しております。

2004年度の実績は、相談延べ件数2,012件、利用者は35人（内美浜区4人）となっております。

相談者のほとんどが高齢者であり、今後、急速に高齢化が進む中で、その利用者の増加が見込まれることから、職員を含めた実施体制の整備充実が必要であります。

なお、問題点としては、地域福祉権利擁護事業の内容が市民に浸透していないこと、利用料金が生活保護受給者は無料ですが、1回あたり千円余の負担が必要なこと、地域生活が継続できなくなると利用できないこと、この制度を必要とする方は、地域におけるサポートが必要にも関わらずその支援策が不十分であることなどにあります。

### 今後の取り組み 35 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障害、精神障害など、判断能力が不十分になった人が損害や被害を受けるのを防ぎ、その権利を保護するため本人の判断能力に応じて法律行為や、財産管理を目的とした制度ですが、普及はまだまだの状態なので、制度の周知と普及促進を図る必要があります。

問題点として、申し立てと、判断能力の鑑定で、十数万円、後見人への報酬が月2

1 ~ 5万円が必要で、権利を守る制度なのだから、介護保険や生活保護から、後見費用を  
2 出すことや市からの助成を検討する必要があります。

3 市が代って審判の申し立てをすることができますが、積極的に申し立て出きる様に、  
4 各障害者や、その家族、施設、民生委員等にPR、研修を行います。

5 (身上看護の視点を追加)

#### 6 7 今後の取り組み 36 地域福祉活動計画との連携

8 市が策定する地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地  
9 域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、  
10 その現状を明らかにし、かつ確保し提供する体制を計画的に整備する行政計画であり  
11 ます。

12 地域福祉活動計画は、地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計  
13 画であります。

14 とともに地域福祉の推進を目指すものであり、また住民の参加を得て策定するもので  
15 あることから内容を一部共有し、連携・支援する車の両輪関係にあります。

### 16 17 施策の展開(12)福祉意識の醸成・人権の保障

#### 18 19 現状と課題

- 20 1 発達過程における人権保障
- 21 2 職業生活における人権保障
- 22 3 家族生における人権保障
- 23 4 社会生活における人権保障
- 24 5 平等権の保証と差別禁止
- 25 6 国際的な人権保障

#### 26 27 今後の取り組み 37 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保証

28 1 バリアフリー化を促進するために(バリアフリー法平成12年4月1日施行)  
29 障害者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となら社会にしていくため、様々な  
30 政策手段を組み合わせ、道路、駅、建築等生活環境面での物理的な除去に積極的に取  
31 り組む。

32 2 移動・交通対策の推進

33 3 建築物の整備

#### 34 35 今後の取り組み 38 高齢者・児童虐待予防

36 政府が3月15日閣議決定した所によると児童福祉法施行令改正を発表した。

37 それによると人口「10から13万人」に1人を「5~8万人」に1人児童福祉士  
38 を置くことにしました。

39 児童虐待の解決策

1      ネグレクト（食いだめ）などの虐待問題の周知を図るポスターを作成する。  
2      相談員等権限を持つ人の資質の向上、充実  
3      ・施設入所の是非など判断能力の向上  
4      ・話をよく聞いてくれる行政の担当者を見つける  
5      親へのセミナー、講演会等を実施する  
6      母子手帳交付時、健診時の指導強化  
7      地域での取り組みにより社会全体の子どもとして育てる環境づくりをする。  
8      プライバシーの問題もありますが隣、近所の方は虐待について良く考え110番へ  
9      虐待の範囲・定義を決めて、市民を啓蒙する

10

11     福祉職に求められるもの

12         豊富な専門知識をもつこと

13         具体的な援助技術を実践する力量

14         自己の感情をコントロールし、自省的姿勢で自身の実践を振り返ることができるこ  
15     と

16         他機関との連絡調整、家族との関係調整、同僚たちとのチームワーク能力

17         福祉政策全般に関する意見の所有と必要な場合、政策提言能力

18         諸課題を持った利用者が好きであること

19         一般人よりもはるかに厳しい倫理性が求められることを自覚していること

20

21     今後の取り組み 39 福祉教育の充実

22         学校での福祉教育の充実

23     現在、総合的学習の一貫として小中、高等学校で福祉に関する学習が実施されていま  
24     す。しかし、ボランティア指定校等の一部の学校のみが実施されているのが現状です。  
25     学習の視点も「ボランティアをする」という援助を行なう側からの一方向的なアプロ  
26     ーチに留まる場合が多いようです。

27     全ての学校を対象に「共に生きる」という対等な立場からのノーマライゼーションを  
28     基本とした福祉教育が必要です。地域に住む福祉課題をもつ当事者や福祉活動に関わ  
29     る人々を中心として指導を実施することは生きた情報や知識を子どもたちに伝えるこ  
30     とができます。また、教職員に対して啓発や具体的な指導内容を伝える研修も必要で  
31     す。さらに福祉学習が授業時間だけに終わらず、福祉の拠点や活動に子どもたちが日  
32     常的に関われる場が地域に存在することが求められます。

33

34         福祉人材に対する資質向上を目指した教育

35     現在、福祉の現場で活動している人材（有償無償を問わず）の資質の向上のための研  
36     修が必要です。福祉に関する知識や技術を深めると共に、様々な場面に直面した時考  
37     え、対処できる問題解決能力の養成や人権尊重の理念を身につけることが求められま  
38     す。

39

40     福祉啓発のための取り組み

1 福祉への理解を進めるために一般への福祉入門講座や消防、警察、医療機関を始めと  
2 する他の職業分野の人々に対し研修を実施し、偏見や無理解の解消に努め、ハンディ  
3 を持つ人に対するより良い接し方を伝えます。

#### 4 5 今後の取り組み 40 プライバシーを尊重した福祉活動の推進

6 誰でも「人に知られたくない、人が知る必要の無い自分だけの世界」があります。そ  
7 れがプライバシーです。

8 しかし、福祉課題をもつ人々は援助を受ける過程や必要によって私生活を他者に見ら  
9 れてしまう機会が多くあります。それは健康状態や経済的状况等、誰もが守秘義務と  
10 理解しているものだけではなく、日常生活の様々な場面の何気ないことでも、知られ  
11 たくないこと、知られたことに対してあらためて触れられたくは無いことがあります。

12 その感覚があることこそが、人が人として自立し尊厳を持っていることの証なのです。

13 やむを得ず個人のプライバシーを垣間見た人はそれを守る責任があります。プライバ  
14 シーが守られなくては安心して福祉サービスやボランティアを受けることはできず、  
15 必要な援助を拒否してしまう場合もありえます。

16 プライバシーの保護に配慮した福祉活動の推進は人権を尊重した質の高い援助の要  
17 件の一つです。

18 福祉活動を行なう際の個人情報の漏洩を防ぎながら、福祉課題を持つ人々の情報を適  
19 切に管理し、活用する仕組みを構築すると共に福祉人材養成の中でプライバシーに関  
20 する講義等を行なうことが肝要です。

#### 21 22 【参考】プライバシーの権利

23 福祉サービス利用者の尊厳を守るための最も重要な権利の一つであり、利用者の私的  
24 生活を侵害されない自由権の中核として、利用者の個人情報の秘密が保持され、本人  
25 の意思により情報の開示を承認・拒否する権利などを伴うものである。

### 26 27 施策の展開 (13) ボランティアセンターの機能強化

#### 28 29 現状と課題

30 現在、千葉市ボランティアセンターは千葉市社会福祉協議会の中にありますが、平  
31 成19年度に美浜保健福祉センターがオープンすると、そこに美浜区ボランティアセ  
32 ンターが設置されます。

33 ボランティア活動は次の4原則と10カ条に基づき行われています。

#### 34 ボランティア活動4原則

##### 35 1 自主性・主体性

36 他から強制されたり、義務としておしつけられたりするものではありません。個人  
37 の意志に基づいて行う活動です。

##### 38 2 無償性・非営利性

39 金銭による報酬を期待して行うものではありません。活動への参加によってお金で

1 は得られない出会いや、喜び、感動をえることができる活動です。

2 3 社会性・連帯性

3 特定の個人・団体の利益、特定の思想・宗教のために行われるものではなく、その  
4 成果が広く人々や社会に利益をもたらし、誰もがいきいきと豊かに暮らしていけるよ  
5 うに、お互いに支え合い、学びあう活動です。

6 4 先駆性・創造性

7 現状に甘んじることなく、常に拓かれた視点から活動を見直し、今、何が必要とさ  
8 れているのかを考えながら、よりよい社会を市民の手で創る活動です。

11 ボランティア活動10ヶ条

12 第1条 できることから始めよう！

13 第2条 相手の立場に立って考え、行動しよう！

14 第3条 無理はせずゆっくりはじめよう、そして長く続けよう！

15 第4条 約束は必ず守ろう！

16 第5条 活動にけじめをつけよう！

17 第6条 活動を点検し、振り返ろう！

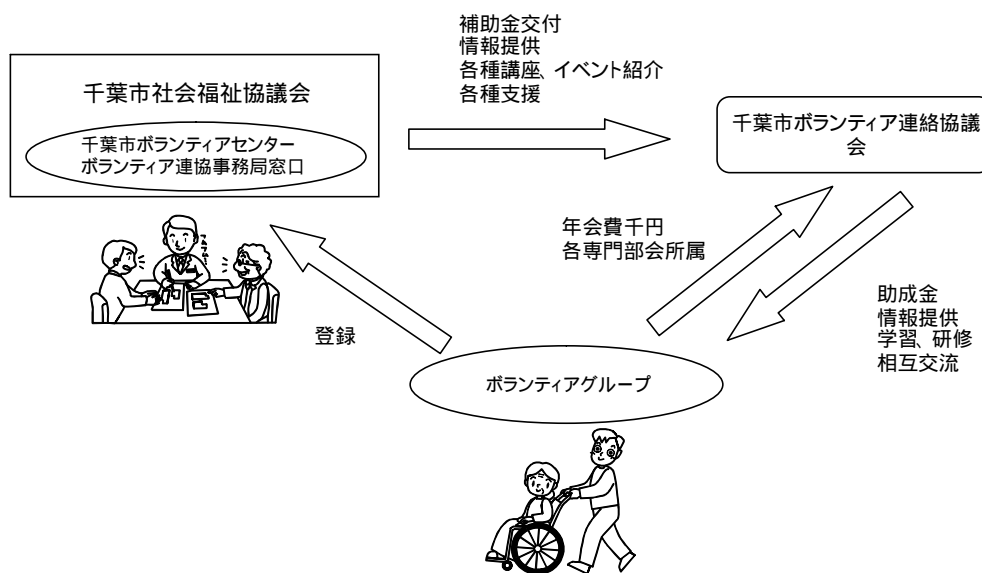
18 第7条 活動を通して学ぼう！

19 第8条 安全にも配慮しよう！

20 第9条 家族や周囲の理解を得よう！

21 第10条 秘密を守ろう！

23 千葉県ボランティアセンターと千葉県ボランティア連絡協議会との関係



24

25

1 ボランティア連絡協議会に加盟グループ数は、平成16年12月現在170グループ  
2 で、活動内容別には、

3 施設支援、食事サービス、訪問活動、介護、点訳、手話、要約筆記、朗読、環境保  
4 全、リサイクル活動、人権・平和啓発活動、国際交流・在日外国人支援、寄付活動、  
5 指導、地域活動、障害者スポーツ支援、保育、病院ボランティア、電話相談、演奏等  
6 による活動、清掃活動、地域緑化活動、その他の21部門に分かれて、市・県全域に  
7 て活動しています。

8 課題としては、ボランティアサービスを提供する側とサービスの提供を受ける側が  
9 対等の関係を持つことや「共に支え合い助け合う」ボランティアを目指し高齢者や障  
10 害者も参加しやすい環境をつくる必要があります。

#### 11 12 今後の取り組み 41 美浜区ボランティアセンターの設置

13 区民同士のボランティア活動は、交通費、移動時間がかからない、地域の実態をよ  
14 く知っているなどのメリットがあります。

15 また、今後は、電球の交換、買い物の付き添いなど、専門性や技術を必要としない  
16 日常生活型ボランティアの需要も見込めます。

17 このため、美浜区にボランティアセンターを設置し、地域に密着した極め細かなボ  
18ランティア活動を推進します。

#### 19 20 今後の取り組み 42 ボランティアリーダーの養成

21 ボランティア活動を充実させるため、専門研修の実施などリーダーの養成に努めま  
22 す。

### 23 24 施策の展開(14) 条例の制定

#### 25 26 現状と課題

27 千葉市では、高齢者保健福祉推進計画や障害者保健福祉推進計画、世代育成支援行  
28 動計画さらには交通バリアフリー基本構想などを策定し、これまで福祉施策を推進し  
29 てきました。

30 また、介護保険の見直し法案の動向を見据えながら、高齢者保健福祉推進計画・介護  
31 保険事業計画の策定準備に入っています。また、千葉市社会福祉協議会は、平成18年  
32 からの第3期地域福祉活動計画の策定に取り組みつつあります。

33 しかし、各計画・基本構想は統合的効率的に協働して推進するという点で弱さを持っ  
34 ているとともに、市単位の計画であるため、地域からは見えづらい状況にあります。

#### 35 36 今後の取り組み 43 住まいと福祉のまちづくり条例の制定

37 高齢者や障害者をはじめとするすべての住民が安心して、地域で住み続けることが  
38 できるようなシステムとネットワークの構築が必要です。そのためには、個別の計画・  
39 構想が総合的に推進されること、住環境の整備を図ること、外出支援のための交通施

1 策が確立されることが必要です。

2 そのためには、何よりも市民が住んでいる地域の問題として福祉施策等の現状と課  
3 題を把握することが重要です。

4 以上のことを担保するために、住まいと福祉のまちづくり条例を制定することが必  
5 要です。市の条例としてではなく、将来的には美浜区の条例が制定できるようにしま  
6 す。

## 8 施策の展開（15）協議会の設置

### 9 現状と課題

10 美浜区で、自分らしくあるがままに地域で住み続けるためには、さまざまなバリア  
11 を乗り越えなければなりません。

12 例えば、車いすを使用する障害児が外出しようとしても低床バスの運行本数は少な  
13 い状況にあり、タクシーを利用するにも福祉タクシーチケットの制限があり、近隣の  
14 助け合いの関係も乏しい状況の地域が多々あります。

15 こうした状況を改善するには、市民がひとりでは不可能です。改善されたとしてもシ  
16 ステムとして構築されるわけではありません。地域社会の構成員が協働して解決する  
17 仕組みが求められています。

### 18 今後の取り組み 44 美浜区地域福祉計画推進協議会の設置

19 美浜区地域福祉計画は、美浜区で暮らす全ての人が家庭や地域の中で、その人らし  
20 く自立し、安心して生活できるように支援していくことを目的として、地域住民・行  
21 政・ボランティア・NPO・事業者等が共に支え合い、生活上のさまざまな課題を解  
22 決するための方策を総合的・計画的に推進するために定めるものです。

23 そこで、現状の区策定委員、地域福祉活動を担う者、行政職員などで構成された美  
24 浜区地域福祉計画推進協議会を計画のスタートする平成18年度までに設置し、計画  
25 の進行管理や検証を行います。